

香南市空き店舗等対策事業費補助金 公 募 要 領

香南市商工観光課

1. 事業の目的

「香南市空き店舗等対策事業費補助金」は、市内で空き店舗等を活用して新規出店される方を対象に、店舗改装費の一部を補助することにより、地域商業の活性化や商店街等の発展につなげることを目的としています。

2. 募集期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月中旬

※ ただし予算額に達し次第、募集を終了します。

3. 補助の対象者

市内において空き店舗等を活用して新規に出店する個人・団体で、次の要件を全て満たす方

- ① 市町村税を滞納していないもの
- ② 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの又は取得見込であるもの
- ③ 当該空き店舗等の所有者でないもの
- ④ 空き店舗等を所有する者が同一世帯及び3親等以内の親族関係にないもの又は出資額50パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの
- ⑤ 出店計画について、香南市商工会が実施する経営指導を受け入れるもの
- ⑥ 出店後、香南市商工会に加入するもの
- ⑦ 出店後、同一の場所で3年以上継続して事業を営むもの
- ⑧ 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないもの

4. 補助の対象となる空き店舗

- (1) 香南市内に所在し、商業活動を3年以上休止している店舗物件であるもの。
※ただし、大型商業施設等のテナント店舗は除く。
- (2) 建物の構造上、他の店舗や住宅部分と明確な区切りがされているもの。

5. 補助の対象となる業種や要件

- (1) 高知県信用保証協会の保証対象業種であること
- (2) 0時から6時までを除く時間帯に営業をするものであること
- (3) 出店した事業が週5日以上営業されていること

6. 補助内容

(1) 補助対象経費

店舗改装費

①内外装整備費。店舗構造の変更、建築確認が必要となる大規模修繕、建物の構造及び床面積の変更に伴う工事を要するもの又は屋外に建築し、若しくは設置するものは、補助対象外とします。

② 事業に必要なハード設備及び備品。消耗品は補助対象外とします。

③ 上記のほか、市長が必要と認める経費

※消費税及び地方消費税は補助対象外とします。

(2) 補助率

補助対象経費の4分の1以内

(3) 補助額

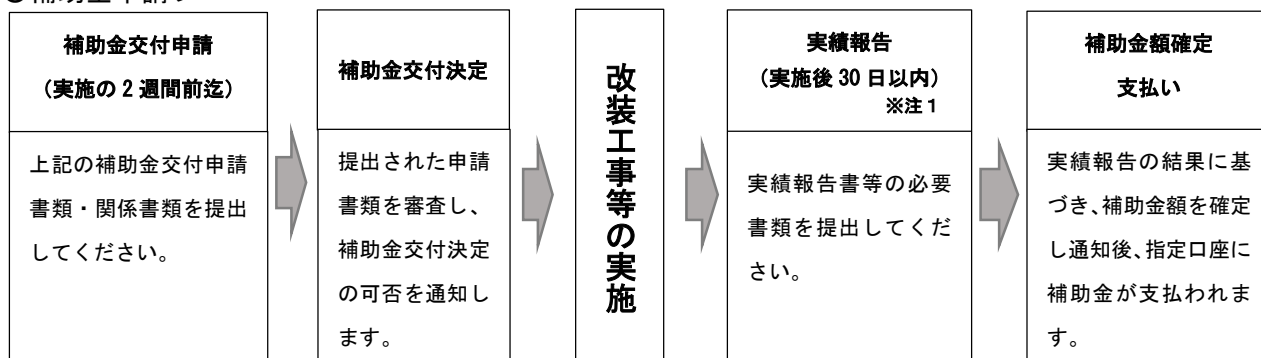
上限額 50万円

7. 申請手続き

申請をされる方は、募集期間内に次の申請書等を商工観光課まで提出してください。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| ・補助金交付申請書（様式第1号） | ・工事請負内訳書又は工事見積内訳書 |
| ・改装工事の設計図面又は平面図 | ・開業予定場所の位置図及び店舗等の現状写真 |
| ・空き店舗等要件証明書兼個人情報の取扱に関する同意書（別紙1） | |
| ・空き店舗等賃貸契約書等の写し | ・事業計画書及び簡易資金繰予定表 |
| ・損益計画表及び売上計画表 | ・誓約書（別紙2） |
| ・住民票謄本（個人及び任意団体の場合） | ・法人の登記事項証明書（法人の場合） |
| ・市町村税（国民健康保険料を含む。）の滞納がない旨を証する納税証明書 | |
| ・許認可、資格等の確認書類 | |
| ・その他市長が必要と認める書類 | |

○補助金申請フロー



※注1 実績報告は、実施後30日以内か、3月31日のいずれか早い期日までに提出してください。

8. 申請の受付・お問い合わせ先

香南市商工観光課 商工振興係

〒781-5292 香南市市野町西野 2706

TEL : 0887-50-3013 Fax : 0887-50-3014

E-mail : shoukou@city.kochi-konan.lg.jp